

平成26年度事業計画書（案）

（一社）日本ジュニアヨットクラブ連盟

（概要）

平成20年12月1日施行された新公益法人制度に則って、社団法人である当連盟は「非営利型の一般社団法人」への移行認可申請を内閣府に行い、平成25年4月1日付にて認可を得て、登記登録も完了しました。

新法人となった昨年度から、定款第5条に規定される各事業を大きく4分類して年間活動計画を策定して実施していますが、本年度も基本的に同様の方針で事業計画を策定しました。

（事業活動）

（継続事業1）ジュニアヨットクラブの普及活動と競技会開催に関する事業

（定款第5条 第1項 第3号及び第7号）

1. 国際交流日本ジュニアヨットクラブ競技会2014（若洲大会）

5月3日（土・祝）～5日（月・祝）、東京都立若洲海浜公園ヨット訓練所を会場に、東京都ヨット連盟との共同主催にて開催します。

連盟の各登録クラブの公認指導員の皆さんにも運営委員として一緒に参加して頂き、参加クラブ数、参加人数を増やして、皆さんの楽しい大会としたいと考えています。

2. 夏のジュニアジャンボリー

7月31日（木）～8月3日（日）、昨年度と同じ静岡県浜松市の「三ヶ日青年の家」ですが、日数を4日間と増やして、各クラブの子供達がクラブ毎ではない合宿をしながら、ヨットレースだけでなく夏の行事に相応しいキャンプファイヤーや水辺の遊び、山の遊びを楽しみ、交流を深め友達の輪を広げる企画です。

3. 第3回ジュニアヨット国際親善大阪レガッタ（ミキハウスカップ大阪2014）

9月21日（日）、昨年と同じ大阪市大阪北港ヨットハーバーを会場に、大阪北港ディンギークラブのご協力を頂いて、日本在住の外国の子供達も交えて一緒に楽しい大会を開催します。

4. 第24回ジュニアヨット国際親善東京レガッタ（ミキハウスカップ東京2014）

東京都立若洲海浜公園ヨット訓練所を会場に、10月5日（日）開催します。

（継続事業2）諸外国との交流・親善に関する事業

（定款第5条 第1項 第4号）

1. 外国チームの招聘事業

5月に国際交流日本ジュニアヨットクラブ競技会2014を東京都立若洲海浜公園ヨット訓練所で開催するにあたり、昨年9月7日に、2020年オリンピック・パラリンピックが東京都に決定したことから、応援して頂いたお礼の気持ちも込めて、8カ国（ニュージーランド、オーストラリア、韓国、シンガポール、タイ王国、イ

ギリス、ベルギー、デンマーク、アイルランド、スペイン等々) から各3名のジュニアセーラーと監督・コーチの合計32名を招聘して、交流と親善を図ります。

2. 海外セーリング研修派遣事業

5月開催の国際交流日本ジュニアヨットクラブ競技会2014のクラブ対抗レースの上位3クラブに、海外セーリング研修参加資格を授与する特別賞を設けます。

特別賞を授与された各クラブからそれぞれ1名のジュニアセーラーを選出して頂き、平成27年3月～4月の春休みに企画する海外セーリング研修に参加して頂き、その往復渡航費用を連盟で負担支援します。

又、9月開催のミキハウスカップ大阪2014及び10月開催のミキハウスカップ東京2014に於いて実施するクラブ対抗レースでそれぞれ優勝したクラブに、クラブのジュニアセーラー1名を海外セーリング研修に参加する特別賞を授与します。

この特別賞は、関東水域OP連絡会が毎年主催している「タイクリニック」に、参加料・往復渡航費用を連盟が負担して参加して頂く資格をクラブに授与するものを企画していますが、諸般の情勢によっては、前述の平成27年3月～4月に企画している海外セーリング研修に合同参加して頂くこともあります。

(継続事業3) ジュニアヨットクラブの指導者の養成に関する事業

(定款第5条 第1項 第1号、第2号及び第5号)

1. 管理運営安全確保に関する指導事業

毎年の定時総会の開催時に、同じ会場を利用して指導者講習会、安全講習会を開催して、クラブの管理運営や安全確保等について講習や意見交換を行います。

又、各競技会開催時にも安全講習会をジュニアセーラーも含めて行います。

2. 指導者の養成事業

連盟の公認指導員制度に従って、各クラブから新規公認申請の募集を行うと共に、4年毎の更新認定の募集も行います。

登録クラブからの要請があれば、連盟から役員をクラブに出張派遣して指導者への講習等、クラブ運営指導や指導者の養成を行います。

3. 管理運営及び安全確保に関する調査研究事業

新艇開発委員会等諸々の問題について適宜委員会を組織して調査研究を進めます。

(継続事業4) ジュニアヨットクラブに関する広報活動及び刊行物の発行に関する事業

(定款第5条 第1項 第6号)

ホームページによる広報活動や広報誌「ユースセーリング」の定期的発行による活動と、希望する事前登録メンバー(正会員、賛助会員、登録クラブの指導者、保護者、ジュニアセーラーその他セーリング界関係者)に「JJYU通信」を随時に、E-mailやファクスで発信して、各クラブその他の皆さんとのコミュニケーションに努めます。

以上